

## 地下埋設管及び敷設ケーブル事故が多発しています！ ～慎重に作業しましょう～



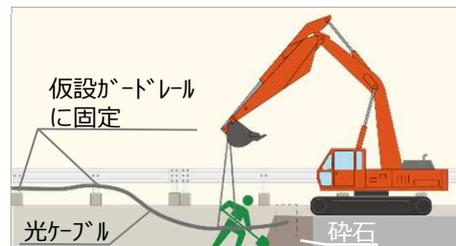
令和3年度上半期の事故発生件数（速報値）は69件で、うち地下埋設管及び敷設ケーブル事故が7件と昨年度より大幅に増加しています。安全に作業を行うためには事前調査、作業手順の策定・周知・手順の遵守が大切です。

### 事例1 作業手順に記載がなく安易に作業した結果、事故発生

【事故概要】堤防耐震対策工事において、光ケーブルを仮設ガードレールに固定するため、バックホウにつけた吊り具でケーブルを持ち上げた状態で作業していたところ、アームの操作ミスでケーブルをマンホールから引き抜いてしまった。これにより、ケーブルが損傷しCCTVが停止（停止期間約11日）した。

【主な要因】重機の操作ミスではあるが、光ケーブルの作業について、作業手順書等への記載がなかった。

【再発防止対策】光ケーブルに関する作業全てについて、人力にて実施することを徹底する。（作業手順書等へ記載する。）

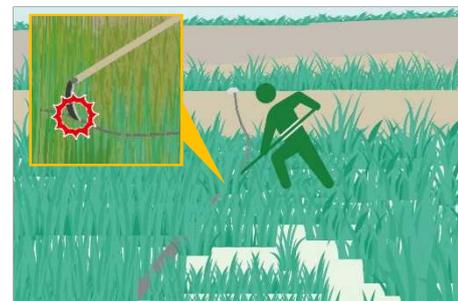


### 事例2 位置確認、明示が不十分であった結果、事故発生

【事故概要】堤防改築工事において、仮設で切り回していた光ケーブルの露出配管が雑草の成長により確認できない状況となっていたため、目視できるよう大鎌で除草作業を行っていたところ、露出配管（FEP管：光ケーブル）を切断してしまい、CCTVカメラ4回線が不通となった。

【主な要因】作業員の不注意ではあるが、光ケーブルの位置確認および明示が不十分であった。

【再発防止対策】①看板、ロープ囲いにより現地明示する。  
②各作業員に対し、敷設場所、事故発生原因を周知する。



### 事故防止ポイント



- あらかじめ埋設物や敷設ケーブルの存在を認識していても、安易に作業を行ってしまい事故に至ったケースがあります。**埋設物管理者との立会い、手掘りでの正確な位置確認、杭・旗・ペンキ等での目印、人力掘削範囲のマーキング**を確実に行いましょう。
- 埋設物の近接箇所で掘削作業を行う場合、**埋設物や周辺の補強、移設等**を行いましょう。
- 当日の**作業範囲を全員に周知**するとともに、**作業予定にない範囲の掘削や作業をしない**よう周知徹底しましょう。
- 掘削作業でなかったために埋設物に対する注意がおろそかとなり、事故に至ったケースがあります。**関係者全員への情報共有、作業方法の指示、埋設物位置の明示**を確実に行いましょう。



**埋設管や敷設ケーブルに近接した作業では、現場状況に応じた作業計画を作成し、安全対策を講じながら確実に作業を進めることが大切です。**

# 墜落制止用器具を使用し身の安全を守りましょう！

～高所作業は危険を伴う作業です～



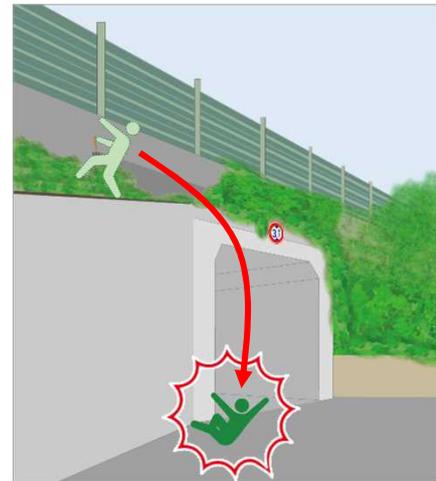
墜落事故はひとたび発生すると死亡等の重大な災害になる可能性があります。足場や囲いの設置等落ちないための対策、万が一落下しても命を守る対策が必要です。

## 事例 作業手順の記載がなく安易に作業した結果、事故発生

【事故概要】道路附属物の点検業務において、点検箇所を移動する際に擁壁の上でバランスを崩し、とっさに近くの樹木をつかんだものの折れて擁壁天端（地上高4.9m）から転落した。

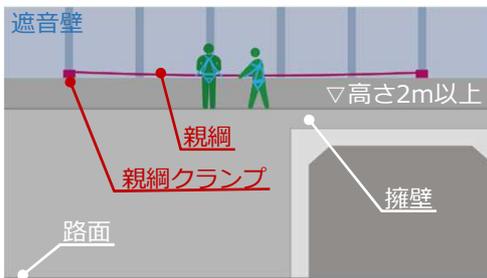
【主な要因】①墜落制止用器具等を使用せず点検を実施した。  
②点検方法について作業手順書の記載がなかった。

【再発防止対策】①親綱を張り、墜落制止用器具を使用し実施する。  
②作業方法について作業員に周知する。

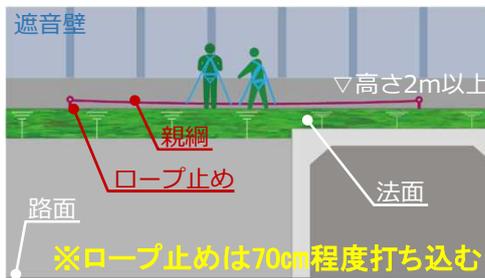


《再発防止対策①具体例》

親綱クランプに親綱を取り付ける例



ロープ止めに親綱を取り付ける例



- ※1 親綱の取り付け方法は現地の設置状況にあわせて選定する
- ※2 墜落対策を講じる箇所はあらかじめ計画する
- ※3 柵の設置がある場合は対策がされているものとする

## 事故防止ポイント



- **2m以上での作業は高所作業**と定められています。用途に合った適正な足場の選択、墜落制止用器具等の使用について、**作業計画を定め、周知徹底**しましょう。
- **墜落事故対策の基本は作業床の確保**です。次善の策として防網を張り、墜落制止用器具の使用が義務付けられています。
- 墜落の危険性は作業時間の長短には関係ありません。**短時間の高所作業でも必ず墜落制止用器具を使用**しましょう。
- 墜落制止用器具を取り付ける対象物は、ランヤード（命綱）が外れるおそれがなく、**墜落時の衝撃荷重に耐える堅固なものが必要**です。
- 墜落制止用器具が大きすぎる場合、ベルトが身体にフィットせず墜落阻止時の衝撃が増大することがあります。**体格に適合するサイズを選びましょう**。
- 墜落制止用器具等は使い方を誤ると墜落阻止の効果がありません。**定期的に適正な使用方法を学ぶ実地訓練を行いましょう**。
- 墜落制止用器具等はメーカーの取扱説明書を参考に、**使用状況に応じた定期点検を行いましょう**。

## 2022年1月2日以降、旧規格の墜落制止用器具は使用できません

旧規格に基づく墜落制止用器具（胴ベルト型・フルハーネス型）から、新しい構造規格の墜落制止用器具への切り替えの猶予期間が2022年1月1日に終了し、2022年1月2日以降は新規格のみ使用できます。

フルハーネス型を使用することが原則ですが、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は、胴ベルト型（1本つり）を使用することができます。

また、特別教育の対象となる業務を行う作業員が**特別教育を受講しないまま高所作業を行った場合、安全衛生法違反**になります。

